



2024年5月31日

各 位

会 社 名 ダントーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 前山 達 史
(コード番号5337 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部長 田中 靖 久
(TEL (06)4795-5000)

第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行 に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年5月15日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2024年5月31日に発行価額の総額（2,838,000円）の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2024年5月15日公表の「第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2024年5月31日
(2) 発行新株予約権数	33,000個
(3) 発行価額	総額2,838,000円（新株予約権1個当たり86円）
(4) 当該発行による潜在株式数	3,300,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は382円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,300,000株であります。
(5) 調達資金の額	2,508,538,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は763円とします。 本新株予約権の行使価額は、2024年6月3日に初回の修正がなされ、以後毎週金曜日（但し、当該日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われるものとされている日をいいます。以下同じ。）でない場合には、その直前の取引日とします。）に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各修正日に先立つ5連続取引日（但し、当該期間に取引所が当社普通株式の普通取引の終値を発表しない日が含まれる場合には、当該終値が発表された取引日が5取引日含まれるまで開始日を早めるものとし、以下、「価格算定期間」といいます。）の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い価額の100%に相当する金額（但し、当該金額が当該修正日の前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%（0.1円未満切上げ）の金額（以下、「参照価額」といいます。）を下回る場合、参照価額とします。また、当該金額及び参照価額の両

	方が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当先に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2024年6月3日(当日を含む。)から2025年12月2日(当日を含む。)までとします。
(9) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「【ご参考】」に記載する行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(3,300,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の取引日の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として330取引日以内に、割当先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部行使コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として165取引日以内に、1,320,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(中間行使コミット)。前者の「全部行使コミット」と後者の「中間行使コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

	第1回新株予約権
発行数	33,000個
発行価額の総額	2,838,000円
行使価額の総額	2,517,900,000円(注)
期間	原則330取引日 (コミット期間延長事由発生時を除く。)
修正回数(原則)	通算で71回(予定) (割当日の翌取引日及び原則毎週金曜日に修正、計71回)
行使価額	価格算定期間の各取引日における終値のうち最も低い価額の 100%
全部行使コミット	330取引日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
中間行使コミット	165取引日以内における本新株予約権の 発行数の約40%の行使をコミット
下限行使価額	382円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引 の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。